



## 朝来市の地域自治協議会活動事例②

### ・ 地域住民の暮らしを豊かにする活動

#### 農家レストラン運営

- ・農産物の地産地消
- ・農産物の販売促進・PR



農家レストランを運営し、農産物の発信拠点

#### 生涯学習講座

- ・市公民館が遠方

自らで学びたい講座を企画・運営



#### 都市との交流事業

- ・遊休農地の増加

遊休農地を活用した都市部との交流事業(農業体験、自然活動体験)



#### 指定管理・受託業務

きめ細やかな公共サービスを展開

## 地域のことは地域で担うことが大切

- ・地域には解決が求められる課題が山積
  - ➡課題解決の仕組みとして必要になるのが協働
- ・従来は、行政と市民(自治区や市民活動団体等)の協働が中心
  - 今後、地域で活動する民間企業・諸団体を交えての協働の仕組み作りも大切
- ・地域の課題を解決するには、コーディネートする人や組織も大切
  - ➡まちづくり協議会の役割への期待

## 地域コミュニティへのまなざし

- ・地域に生じている課題を見出し、その解決策を講じるには地域の  
人々の経験、知恵、叡智が不可欠
- ・自助、共助、公助のバランスが大切～特に「共助」の仕組みを  
どのように構築することができるか  
➡「新しい公共」、「共助社会」といった取組み(国)
- ・地域社会におけるセーフティネットの充実がカギ  
➡地域住民の連携強化、主に町内会・自治会活動と小学校区程  
度のコミュニティ活動が重要  
＝地域住民が相互に支え合い、安心・安全に暮らす地域をつくる

## 地域コミュニティのとらえ方

- ・全国の自治体で地域コミュニティを重視した施策が展開  
地域コミュニティの定義：我孫子市の場合  
「地域で暮らす人々がつながることや、お互いが協力し、地域を暮らし  
やすくしていくこと」
- ・誰もがそれぞれの立場で参加できる
- ・様々な団体がつながり、それぞれが持てる力をより発揮できる
- ・地域に合った活動ができる～地域にあったコミュニティづくりを  
めざす

## 全国の自治体の動向

- ・全国の自治体で地域コミュニティ・地域自治を制度化する動きが増加～「基本方針」「基本計画」の策定⇒「条例」制定へ  
 条例の場合：自治基本条例、コミュニティ条例、地域自治推進条例  
 \* 富士市：富士市地区まちづくり活動推進条例（2016.11.1 施行）
- ・条例の内容  
 条例が対象とする範囲：小学校区ないし中学校区  
 地域住民、市、事業者の役割  
 地域コミュニティ・地域自治推進の調整・協議組織、その役割  
 ⇒住民協議会、まちづくり協議会、地域コミュニティ推進会議、等  
 活動拠点～まちづくりセンター、等  
 活動計画の策定  
 予算過程との関わり、等

## 富士市地区まちづくり活動推進条例の制定

- ・目的  
 富士市における住民主体のまちづくり活動の意義と理念を共有し多くの市民が参画する中で、活力あるまちづくりの推進をめざす
- ・地区まちづくり活動の理念
  - ①市民等が自発的・主体的に取り組む
  - ②市民等がまちづくりの担い手として、等しく参画する権利を持つ
  - ③市民等と市が対等な関係でお互いの役割を理解し協働する
- ・条例制定の意義  
 2年半14回の会議を開催  
 富士市のこれまでの住民主体のまちづくり活動の成果をもとにし、そのまちづくり活動のさらなる発展を展望した内容

## 条例検討会議

条例検討会議メンバー



条例検討会議の様子



## 条例検討の一場面

市立高校生と共に検討

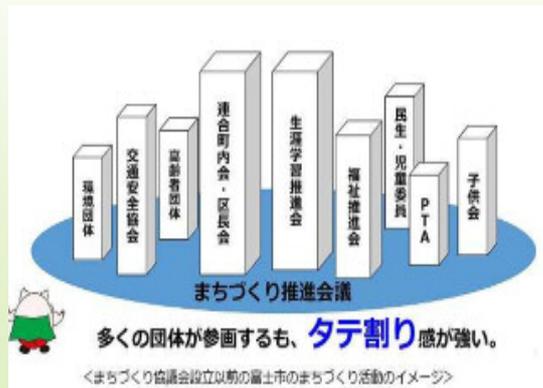


市民委員と市立高校生の交流

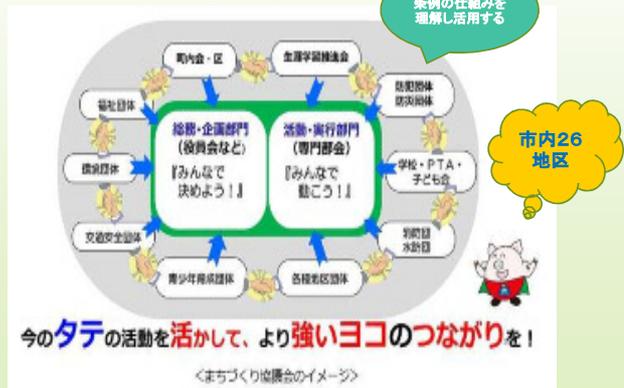


## 富士市地区まちづくり活動推進条例に基づくまちづくりの形 (富士市ウェブサイトから)

### 富士市の従来のまちづくりのイメージ



### 条例制定に伴う新たなまちづくりのイメージ



### 今後への期待

- ・条例の内容を理解し、それを使いこなすことにより、特色あるまちづくりが可能
  - ➡地域の様々な人・団体等が連携して、地域の課題をダイナミックに解決する仕組みを構築することができる
- ・富士市内でいろいろな事例を積み重ね、相互に気づき、学び合うことができればとても良いまちづくりにつながる
- ・今後は、まちづくり協議会の情報発信の仕組みを構築することも必要
  - ➡それと同時に、まちづくり協議会相互の交流も大切
- ・富士市の潜在力は、まちづくり協議会の活躍によって、さらに洗練され高められる可能性が大きい